

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県企業立地促進条例	公 布 日	平成15年3月17日
条 例 番 号	平成15年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	雇用経済部企業誘致推進課	電 話 番 号	059-224-2189
条例の概要	県内への企業の立地を促進する施策を講ずることにより、産業構造の高度化及び雇用の創出を図り、もって本県経済の健全な発展と県民の福祉の向上に寄与することを目的とする条例である。	条例の類型	誘導型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	海外又は他県との競争に勝つためには、立地促進施策を講ずる必要がある。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	新たに企業立地を促進することにより県経済の発展に寄与することができるため、引き続き行政が関与する必要がある。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	企業誘致を通じた産業振興は県政の重要な施策であり、条例による規定を引き続き継続する必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	該当なし	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	補助金の交付、インフラに関する情報提供等が、企業の立地を促進するために有効な手段である。
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	県民力ビジョン施策321に、「三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進」がある。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	条例に規定する補助金を誘因として企業が誘致されれば、県民の雇用創出につながり、県経済の発展に寄与する。
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	投資を検討している企業に対し、県が積極的に関与して補助金等により誘致するので、対象が一部の企業に限定されるが、企業が誘致されれば、県民の雇用創出等につながる。
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	

点検・見直し結果	改正・廃止の必要はない	理 由	特 記 事 項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
		<p>円高や内需縮小が続く中で、企業の投資は海外へと向かう傾向にあり、国内向けは縮小傾向にある。さらに、国内向けの投資をめぐっては、地域間競争が激化しており、当県の優位性を確保するためにも、企業誘致を県政の重要施策として位置づけ、あわせて補助金の交付も明確化した条例が必要である。このような趣旨に沿った条例であることから、廃止や大幅な改正の必要はないものの、必要に応じて補助制度の見直しを行っており、この際、改正が必要となった場合は内容の修正を行う場合も考えられる。</p>	<p>現在、みえ産業振興戦略の中で、有識者の意見を参考にしながら、補助制度の対象分野等について見直しを行っているところである。</p>	無	無